

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	過誤納保険料の払戻し等に必要な経費	事業開始年度	昭和14年度	作成責任者		
担当部局庁	年金局	担当課室	事業企画課	事業企画課長 宮本		
会計区分	船員保険特別会計	上位政策	過誤納保険料の払戻し等に必要な経費			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	国民年金法等の一部を改正する法律第4条	関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金法等の一部を改正する法律に基づく移換金の国家公務員共済組合等の移換え</li> <li>過誤納に係る保険料の払戻し等</li> </ul>					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金法等の一部を改正する法律に基づく移換金の国家公務員共済組合等の移換</li> <li>過誤納に係る保険料の払戻し等</li> </ul>					
実施状況	日本年金機構の設立日である平成22年1月をもって船員保険特別会計は廃止となり、引き続き全国健康保険協会にて実施。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	110	110	92	-	-
	執行額	76	65	56		
	執行率	69%	60%	61%		
	総事業費(執行ベース)	-	-	-		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	当該支出は、過誤納に係る保険料の払戻し、又は国家公務員共済組合等の移換えのために支出されるものである。				
	見直しの余地	引き続き、船員保険の適正な適用事務に努める。 なお、日本年金機構の設立日である平成22年1月をもって船員保険特別会計は廃止となり、引き続き日本年金機構にて実施。				
予算チームの監視・所見率化	平成22年1月以降は日本年金機構において実施しているため、21年度をもって終了。					
補記						

厚生労働省

過誤納に係る保険料  
の払戻し等

国家公務員共済  
組合等交付金

被保険者等

国家公務員  
共済組合等

資金の流れ  
(資金の受け取  
り先が何を行っ  
ているかについ  
て補足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	過誤納に係る保険料の払戻し等	85			
計		85	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	国家公務員共済組合等交付金	7			
計		7	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0